

## 民生関係<つづき>

32	小諸市外一町二ヶ村 御牧ヶ原水道組合	浅科村が加入しています。合併時、新市において加入します。
33	佐久圏域水道水質検査協議会	4市町村とも加入しています。合併時、新市において加入します。
34	固定資産税の減免 (同和対策事業)	佐久市・臼田町・浅科村が実施していますが、同和対策事業の見直しが順次なされている状況にあるため、合併時廃止します。
35	個人市町村民税の減免 (同和対策事業)	浅科村が実施していますが、同和対策事業の見直しが順次なされている状況にあるため、合併時廃止します。
36	隣保館使用料	佐久市・御代田町が徴収していますが、使用料に違いがあります。合併時、新たな基準を設け料金を設定します。
37	同和対策集会所等使用料	臼田町が徴収しています。集会所設置の目的や使用状況を踏まえ、合併時廃止します。
38	解放年金	4市町村とも支給していますが、同和対策事業の見直しが順次なされている状況にあるため、合併時廃止します。
39	部落差別撤廃人権擁護審議会	4市町村とも設置しています。合併時、新市において設置します。
40	隣保館運営審議会	佐久市・浅科村が設置しています。合併時、新市において設置します。
41	隣保館運営委員会	浅科村・御代田町が設置しています。合併時、各隣保館ごとに設置します。
42	人権同和教育推進協議会	佐久市・臼田町・浅科村が設置しています。合併時、新市において設置します。
43	人権同和教育推進員	佐久市・御代田町が設置しています。合併時、新市において設置します。
44	同和対策集会所等運営委員会	佐久市・臼田町が設置しています。合併時、各集会所ごとに設置します。

## 保健福祉関係

45	心配事相談事業委託	4市町村で実施方法等に違いがあります。合併時、社会福祉協議会への補助事業として実施します。また、臼田町・浅科村・御代田町が同時に実施している行政相談は別に実施します。																																																												
46	手話サークル運営補助金	佐久市が実施しています。自主的な活動をしているボランティア団体の一つであることから、合併時廃止します。																																																												
47	出生祝い金交付事業	浅科村が実施しています。各種子育て支援事業を充実し、少子化対策事業を総合的に推進することで対応するため、合併時廃止します。																																																												
48	母子世帯等児童入学卒業 激励費	佐久市が実施しています。県の母子家庭等児童福祉金支給事業が平成16年度で廃止される予定であり、また、記念品(図書券)の贈呈でなく、母子福祉施策の充実により対応するため、合併時廃止します。																																																												
49	交通・災害遺児等給付金	佐久市が支給しています。合併時、新市において実施します。 概要 交通・災害事故により市内に住所を有していた父・母が死亡または重度障害者となった、市内に住所を有する18才に満たない児童(1月1日現在年齢) 《給付金額》遺児1人につき7,000円/年を8月に支給																																																												
50	母子小口貸付	佐久市が実施しています。(4市町村で社会福祉協議会で貸付制度あり) 合併時、佐久市の例により実施します。 概要 市内の母子家庭の母及び寡婦に対し、10万円を限度として貸付を行う(返済期間15ヶ月以内)																																																												
51	保育料	4市町村で階層区分・保育料に違いがあります。合併時、佐久市の例により統一します。(単位:円/月) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第2</th> <th>第3</th> <th>第4</th> <th>第5</th> <th>第6</th> <th>第7</th> <th>第8</th> <th>第9</th> <th>第10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定義</td> <td colspan="5">第1階層及び第5～第10階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td colspan="6">第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分に該当する世帯</td> </tr> <tr> <td>定義</td> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>市税非課税世帯のうち母子家庭等</td> <td>左記以外の市民税非課税世帯</td> <td>均等割の額のある世帯</td> <td>所得割の額のある世帯</td> <td>所得税額36,000未満</td> <td>36,000以上64,000未満</td> <td>64,000以上112,000未満</td> <td>112,000以上160,000未満</td> <td>160,000以上408,000未満</td> <td>408,000以上</td> </tr> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7,000</td> <td>16,500</td> <td>19,500</td> <td>26,000</td> <td>30,000</td> <td>41,000</td> <td>44,500</td> <td>53,000</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5,000</td> <td>13,500</td> <td>16,500</td> <td>22,000</td> <td>24,000</td> <td>27,000</td> <td>28,000</td> <td>30,000</td> <td>31,000</td> </tr> </tbody> </table>	階層	第1	第2	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10	定義	第1階層及び第5～第10階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯					第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分に該当する世帯						定義	生活保護法による被保護世帯	市税非課税世帯のうち母子家庭等	左記以外の市民税非課税世帯	均等割の額のある世帯	所得割の額のある世帯	所得税額36,000未満	36,000以上64,000未満	64,000以上112,000未満	112,000以上160,000未満	160,000以上408,000未満	408,000以上	3歳未満児	0	0	7,000	16,500	19,500	26,000	30,000	41,000	44,500	53,000	55,000	3歳以上児	0	0	5,000	13,500	16,500	22,000	24,000	27,000	28,000	30,000	31,000
階層	第1	第2	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10																																																			
定義	第1階層及び第5～第10階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯					第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分に該当する世帯																																																								
定義	生活保護法による被保護世帯	市税非課税世帯のうち母子家庭等	左記以外の市民税非課税世帯	均等割の額のある世帯	所得割の額のある世帯	所得税額36,000未満	36,000以上64,000未満	64,000以上112,000未満	112,000以上160,000未満	160,000以上408,000未満	408,000以上																																																			
3歳未満児	0	0	7,000	16,500	19,500	26,000	30,000	41,000	44,500	53,000	55,000																																																			
3歳以上児	0	0	5,000	13,500	16,500	22,000	24,000	27,000	28,000	30,000	31,000																																																			
52	一時保育事業	佐久市・臼田町・浅科村が実施していますが、保育料・対象者・保育期間等に違いがあります。合併時、実施園は現行どおりとし、保育料・対象者・保育期間等は佐久市の例により実施します。 なお、新市住民については、新市域のどの実施園でも受け入れを行います。 対象者 労働・職業訓練・就学等により家庭保育が困難となる児童 病气・事故・災害・介護・冠婚葬祭等、緊急に家庭保育が困難となる児童 保育料【3歳未満児】2,000円/日、給食費400円/食、4時間未満1,000円/日 【3歳以上児】900円/日、給食費400円/食、4時間未満450円/日 保育期間 1ヶ月あたり12日程度																																																												